



京 賃 審 発 第 1 1 号  
平 成 2 9 年 8 月 2 3 日

京 都 労 働 局 長  
高 井 吉 昭 殿

京 都 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
会 長 佐 藤 卓 利



平 成 2 9 年 度 京 都 府 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に 係 る 京 都 地 方 最  
低 賃 金 審 議 会 の 意 見 に 関 す る 異 議 の 申 出 に つ い て ( 答 申 )

平 成 2 9 年 8 月 2 3 日、貴 職 か ら、平 成 2 9 年 8 月 7 日 付 け 京 都 府 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に 係 る 当 審 議 会 の 意 見 に 対 す る ユ ニ オ ン ネ ッ ト ワ ー ク ・ 京 都、京 都 地 方 労 働 組 合 総 評 議 会 及 び A E Q U I T A S K Y O T O か ら の 異 議 申 出 に 関 し 意 見 を 求 め ら れ た の で、当 審 議 会 に お い て 異 議 の 内 容 及 び 理 由 に つ い て 慎 重 に 審 議 し た 結 果、下 記 の 結 論 に 達 し た の で、答 申 す る。

#### 記

異 議 申 出 の 内 容 に つ い て は、既 に 十 分 調 査 審 議 済 み で あり 原 意 見 (平 成 2 9 年 8 月 7 日 付 け 京 賃 審 発 第 8 号「平 成 2 9 年 度 京 都 府 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に つ い て (答 申)」) の と お り 決 定 す る こ と が 適 当 で あり ます。